

地方債計画と地方債制度を巡る 動向について



共同発行市場公募地方債IR

平成22年3月3日

**総務省自治財政局地方債課長
満田 蒼**

平成22年度地方財政対策のポイント

地方交付税の1.1兆円増額

- 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで1.1兆円増額
 - ※ 地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり

公債費負担の軽減

- 平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

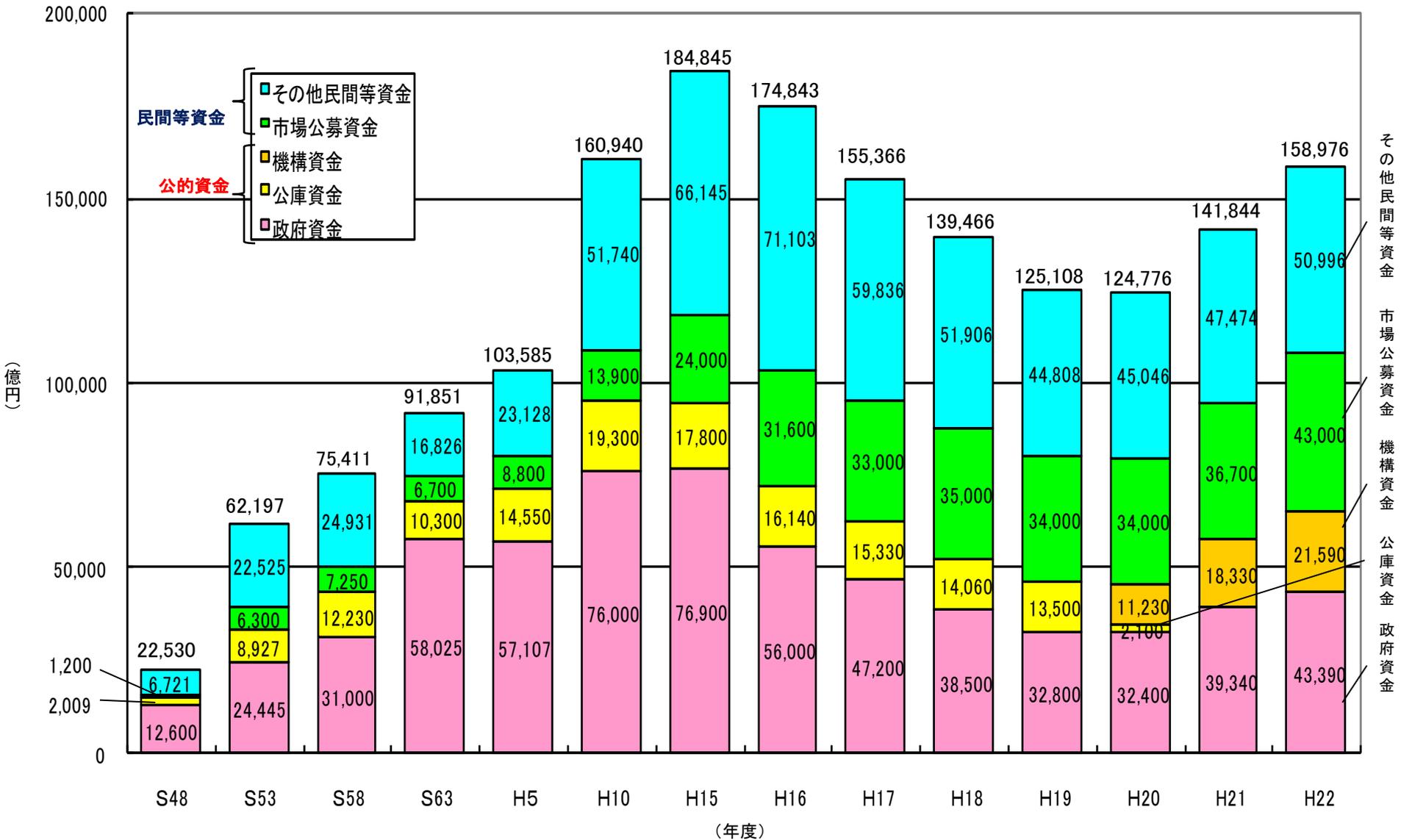
- 地方交付税 16.9兆円（前年度比 +1.1兆円）
 - ・ 法定率分等 7.5兆円
 - ・ 国の一般会計加算等（既定ルールによる補てん） 8.4兆円
 - ・ 別枠加算 1.0兆円
 - ※ 地方交付税の1兆円以上の増額は平成11年度以来11年ぶり
- 実質的な地方交付税 24.6兆円（前年度比 +3.6兆円）
 - ・ 臨時財政対策債 7.7兆円
 - ※ 実質的な地方交付税24.6兆円は過去最高
- 一般財源 59.4兆円（前年度比 +0.3兆円）
 - ※ 一般財源（水準超経費除き）の総額は対前年度比+1.0兆円
- 地方一般歳出 66.3兆円（前年度比 +0.1兆円）
 - ※ 地方一般歳出の増は3年連続

平成22年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目		平成22年度 計画額 (A)	平成21年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	一般会計債	51,951	60,144	△ 8,193	△ 13.6
二	公営企業債	24,756	24,514	242	1.0
三	公営企業借換債	300	-	300	皆増
四	臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583	49.7
五	退職手当債	4,900	5,700	△ 800	△ 14.0
総 計		158,976	141,844	17,132	12.1
内 訳	普通会計分	134,939	118,329	16,610	14.0
	公営企業会計等分	24,037	23,515	522	2.2
資金区分					
	公 的 資 金	64,980	57,670	7,310	12.7
	財 政 融 資 資 金	43,390	39,340	4,050	10.3
	地方公共団体金融機構資金	21,590	18,330	3,260	17.8
	民 間 等 資 金	93,996	84,174	9,822	11.7
	市 場 公 募	43,000	36,700	6,300	17.2
	銀 行 等 引 受	50,996	47,474	3,522	7.4

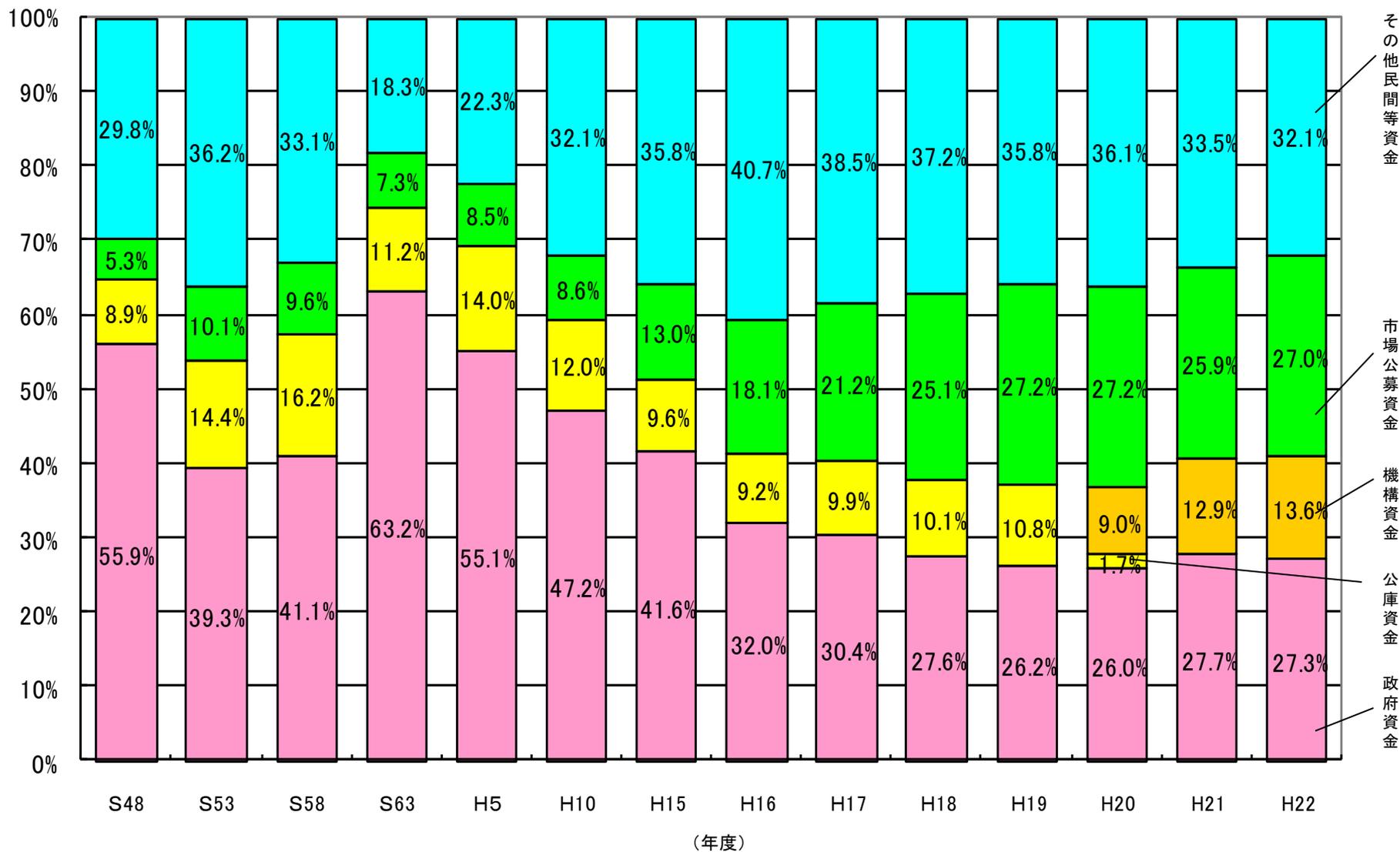
地方債計画額（当初）の推移（資金別）



地方債計画（当初）における資金別構成比の推移

公的資金

民間等資金



地方債資金の状況

	貸し手	対象事業	平成22年度地方債計画額 (兆円)
(公助)	国 (財政融資資金)	一般会計等事業	4.3
		公営企業	
(共助)	地方公共団体金融機構	一般会計等事業	2.2
		公営企業	
(自助)	銀行等	一般会計等事業	5.1
		公営企業	
(自助)	資本市場 (市場公募債)	一般会計等事業	4.3
		公営企業	
合計			15.9

資金調達の
自主性・自立性

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成22年度 (予定)	三重県	相模原市	49

平成22年度市場公募地方債発行予定額

(単位：億円)

団体	発行額計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債	償還年限 未定分	団体	発行額計	10年債		3年債 5年債	20年債 30年債	償還年限 未定分
		個別発行	共同発行						個別発行	共同発行			
北海道	3,550	1,550	800	1,200	0	0	徳島県	350	100	250	0	0	0
宮城県	1,000	0	600	400	0	0	福岡県	1,600	500	0	500	400	200
福島県	740	200	340	200	0	0	熊本県	500	100	300	100	0	0
茨城県	300	0	300	0	0	0	大分県	300	100	200	0	0	0
栃木県	100	100	0	0	0	0	鹿児島県	700	0	600	100	0	0
群馬県	200	200	0	0	0	0	札幌市	1,300	300	300	300	100	300
埼玉県	3,400	1,800	600	600	400	0	仙台市	510	0	360	150	0	0
千葉県	4,300	2,000	800	800	700	0	さいたま市	100	100	0	0	0	0
東京都	9,500	6,700	0	1,500	1,300	0	千葉市	600	100	300	0	0	200
神奈川県	4,600	2,000	800	1,200	600	0	横浜市	2,100	1,200	0	200	400	300
新潟県	1,200	400	800	0	0	0	川崎市	1,000	100	300	300	300	0
福井県	200	200	0	0	0	0	相模原市	100	100	0	0	0	0
山梨県	200	200	0	0	0	0	新潟市	200	100	100	0	0	0
長野県	800	0	600	200	0	0	静岡市	250	100	150	0	0	0
岐阜県	300	100	200	0	0	0	浜松市	100	100	0	0	0	0
静岡県	2,700	1,100	800	400	400	0	名古屋市	1,300	800	0	200	200	100
愛知県	4,300	2,400	600	400	500	400	京都市	1,300	200	400	450	100	150
三重県	200	0	100	0	0	100	大阪市	3,000	1,200	800	400	400	200
京都府	2,100	600	700	500	300	0	堺市	100	100	0	0	0	0
大阪府	8,000	3,200	800	3,200	0	800	神戸市	1,300	200	500	200	300	100
兵庫県	3,300	1,000	800	1,000	500	0	岡山市	100	100	0	0	0	0
奈良県	200	0	100	100	0	0	広島市	850	200	350	0	0	300
島根県	200	0	0	200	0	0	北九州市	800	200	300	100	200	0
岡山県	500	200	300	0	0	0	福岡市	1,550	300	350	500	200	200
広島県	1,500	600	600	200	100	0	合計	73,400	30,850	16,200	15,600	7,400	3,350

(注) 状況の変化等による発行額変更の可能性がある。

市場公募債の発行の推移

(単位：億円)

年度	全国型市場公募地方債																住民参加型市場公募地方債		外貨地方債			
	10年債				3年債		5年債		7年債		超長期債						合計		団体数	発行額	団体数	発行額
	個別発行		共同発行		団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額	15年債		20年債		30年債		団体数	発行額				
	団体数	発行額	団体数	発行額							団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額			団体数	発行額	団体数	発行額
H10	28	17,540															28	17,540			2	293
H11	28	20,610															28	20,610			2	257
H12	28	19,390					12	3,300									28	22,690			1	197
H13	28	17,940					15	4,300									28	22,240	1	10		
H14	28	20,580					17	6,150									28	26,730	34	1,636		
H15	20	23,710	27	8,470			19	10,450				3	700	1	200		29	43,530	79	2,682		
H16	25	26,770	27	12,430			22	12,320			1	150	5	1,350	2	300	33	53,320	94	3,276	1	217
H17	29	29,100	27	13,080			24	13,020			1	200	9	2,350	4	700	35	58,450	106	3,445	1	608
H18	32	26,500	29	13,240			25	10,550	1	400	1	100	15	3,600	5	700	38	55,390	123	3,513	1	499
H19	34	24,400	28	12,140			26	10,650					19	4,950	10	1,790	42	53,930	122	3,083	1	499
H20	37	26,550	30	12,300	2	750	25	11,580					19	7,780	10	1,850	44	60,810	102	2,650		
H21 (1月末)	39	27,050	33	11,600	2	500	25	11,530					20	7,110	7	1,400	47	59,190	73	2,162		

【全国型市場公募地方債の発行団体】（三重県、相模原市は平成22年度から新規に発行する予定）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募債

33の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

平成22年度発行予定:1兆6,200億円
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき33団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体】(下線は来年度からの参加を予定している団体)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募地方債発行団体の推移

(単位:億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22 (予定)	三重県、奈良県		35	16,200

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、
実質公債費比率
- ・ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を含
めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し
公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政
健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、
外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められ
るときは、総務大臣又は知事が必要な勧
告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外
部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同
意を求めることができる
【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画
期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められ
る場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

25 %

実質公債費比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

将来負担比率

資金不足比率

（公営企業ごと）

都道府県：3.75 %
市町村：11.25～15 %

都道府県：8.75 %
市町村：16.25～20 %

都道府県：400 %
市町村：350 %

財政再生基準

35 %

都道府県：5 %
市町村：20 %

都道府県：15 %
市町村：30 %

3年間（平成21年度から平成23
年度）の経過的な基準
都道府県は25%→25%→20%
市区町村は40%→40%→35%
を設けている。

20 %

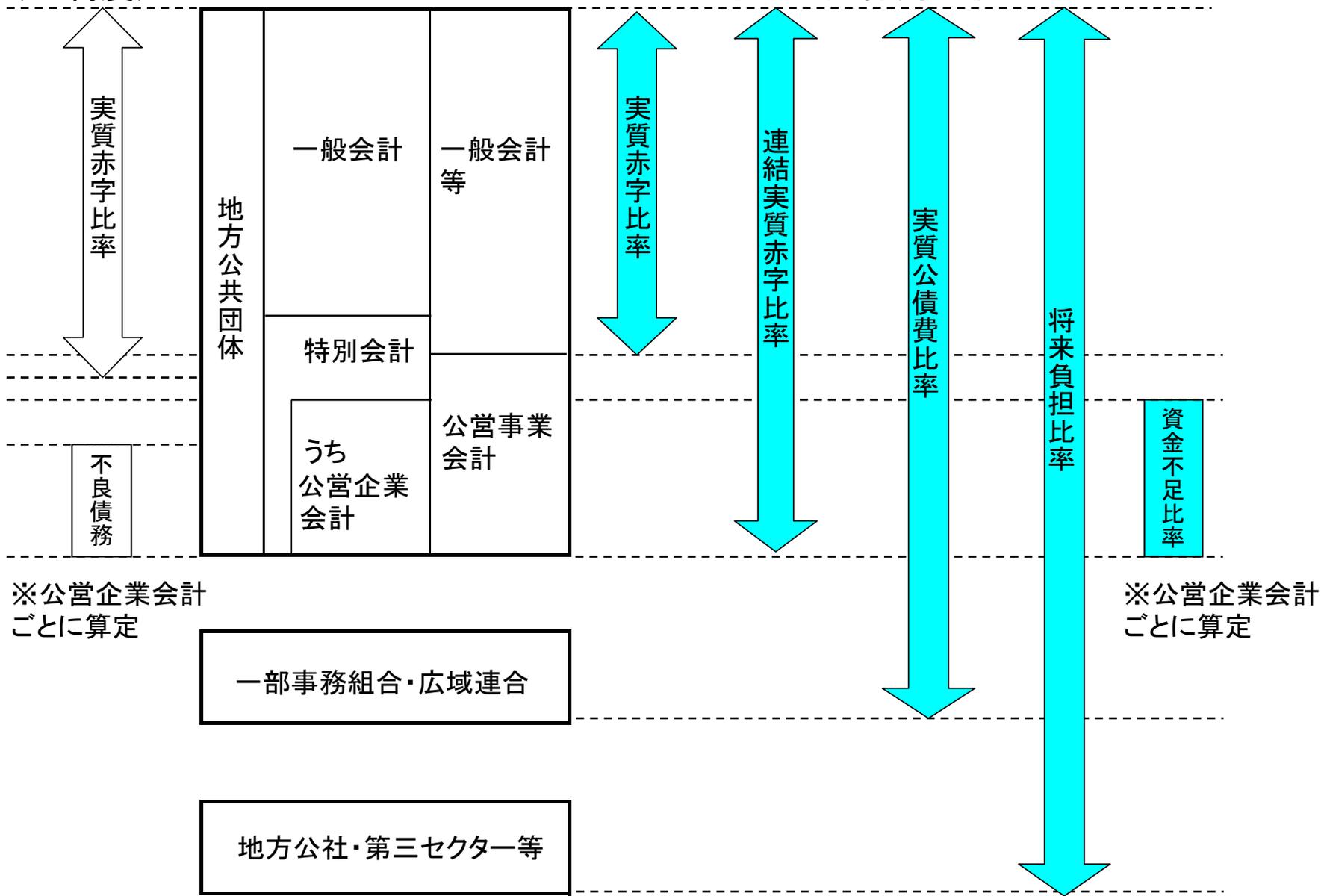
経営健全化基準

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

健全化判断比率等の対象について

(旧制度)

(地方公共団体財政健全化法)

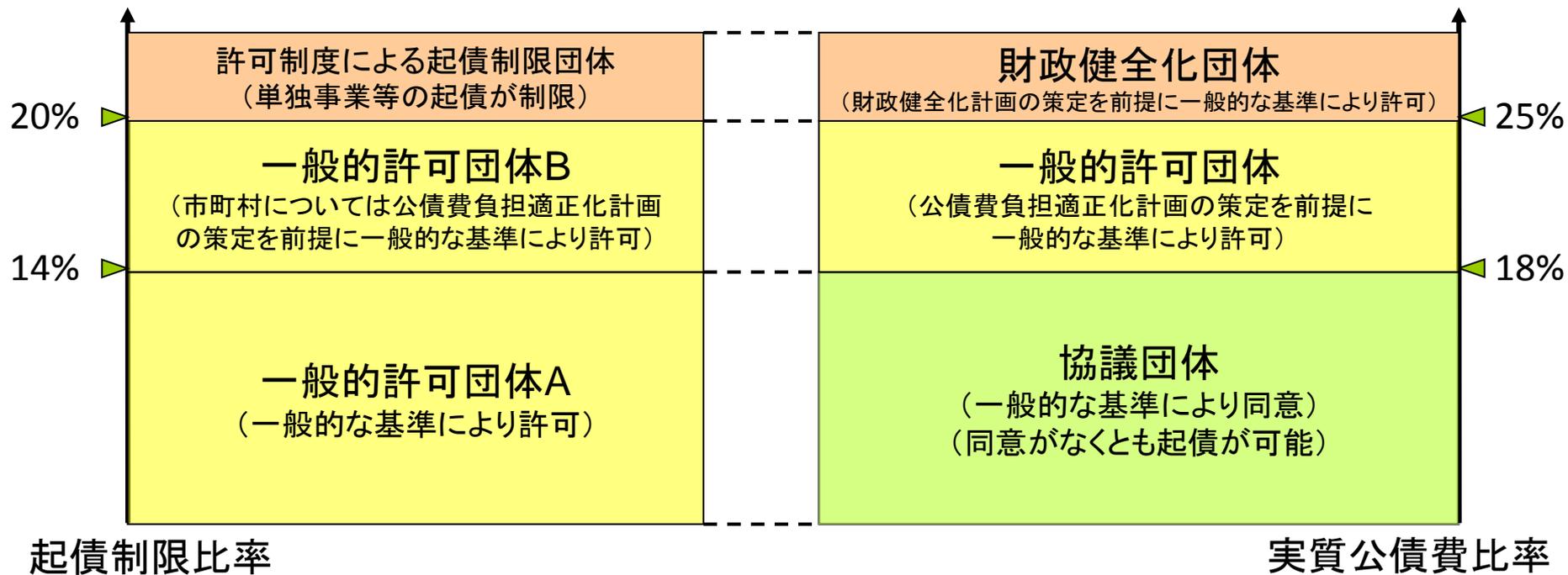


実質公債費比率に係る早期是正措置の枠組み

- 標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し → 実質公債費比率を導入
- 実質公債費比率18%以上の団体は、公債費負担適正化計画の内容・実施状況に応じて許可
- 財政健全化団体は、財政健全化計画の内容・実施状況に応じて許可

平成17年度までの許可制度

現行の協議制度



地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



2008年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 (2009年11月30日公表・確報値)

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・47団体	0	0	0	0	0
政令市・18団体	0	0	0	0	0
市区・788団体	2 (1)	2(1)	5(1)	2	11 (3)
町村・992団体	0	0	15	1	16
合計・1,845団体	2 (1)	2 (1)	20(1)	3	27 (3)

(注)

1. ()内の数値は、財政再生基準（連結実質赤字比率については、2009年度に適用される40%）以上である団体数であり、内数である。
2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2008年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要 (2009年11月30日公表・確報値)

2. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計		都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道	0/26	0/18	2/ 1,247	0/99	2/ 1,390	病院	0/48	0/18	8/512	2/80	10/658
簡易水道	0/1	0/6	4/908	0/3	4/918	市場	0/8	1/18	2/138	0/11	3/175
工業用水道	0/41	0/8	0/94	0/8	0/151	と畜場	0/2	0/6	1/44	0/13	1/65
交通	0/3	3/20	7/68	0/4	10/95	宅地造成	0/53	0/24	9/444	3/8	12/529
電気	0/28	0/4	0/28	0/3	0/63	下水道	0/45	0/27	6/ 2,616	0/22	6/ 2,710
ガス	0/0	0/1	0/30	0/1	0/32	観光施設	0/5	0/6	12/325	0/2	12/338
港湾整備	0/32	0/4	0/36	0/6	0/78	その他	0/17	0/0	1/83	0/43	1/143
						合計	0 /309	4 /160	52 /6,573	5 /303	61 /7,345

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

平成21年度市場公募団体（単独、共同）の財政指標の状況

1. 実質公債費比率

	5～10%	10～15%	15～20%	20%～
19年度(A)	6	23	15	3
20年度(B)	6	24	14	3
(B)-(A)	0	1	▲ 1	0

2. 将来負担比率

	50～100%	100～150%	150～200%	200～250%	250～300%	300%～
19年度(A)	3	5	5	19	12	3
20年度(B)	4	4	6	17	13	3
(B)-(A)	1	▲ 1	1	▲ 2	1	0

(注) 平成21年度の市場公募団体（単独、共同）の財政指標を表すもの。

参 考 资 料

地方債の信用維持の仕組み

1 国における制度的対応

- (1) 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- (2) 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- (3) 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

2 地方公共団体における対応

- (1) 行財政改革の推進、平成の大合併
- (2) 地域活性化施策の推進による税源の確保
- (3) 財務情報の開示、IRの推進

3 その他

- (1) 第三セクター等の経営改革
- (2) 地方公会計の取組

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等

地方財源不足
(平成22年度 18.2兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

4 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から第5項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第3項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債について、同条第4項の規定は、第1項及び第3項から第5項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

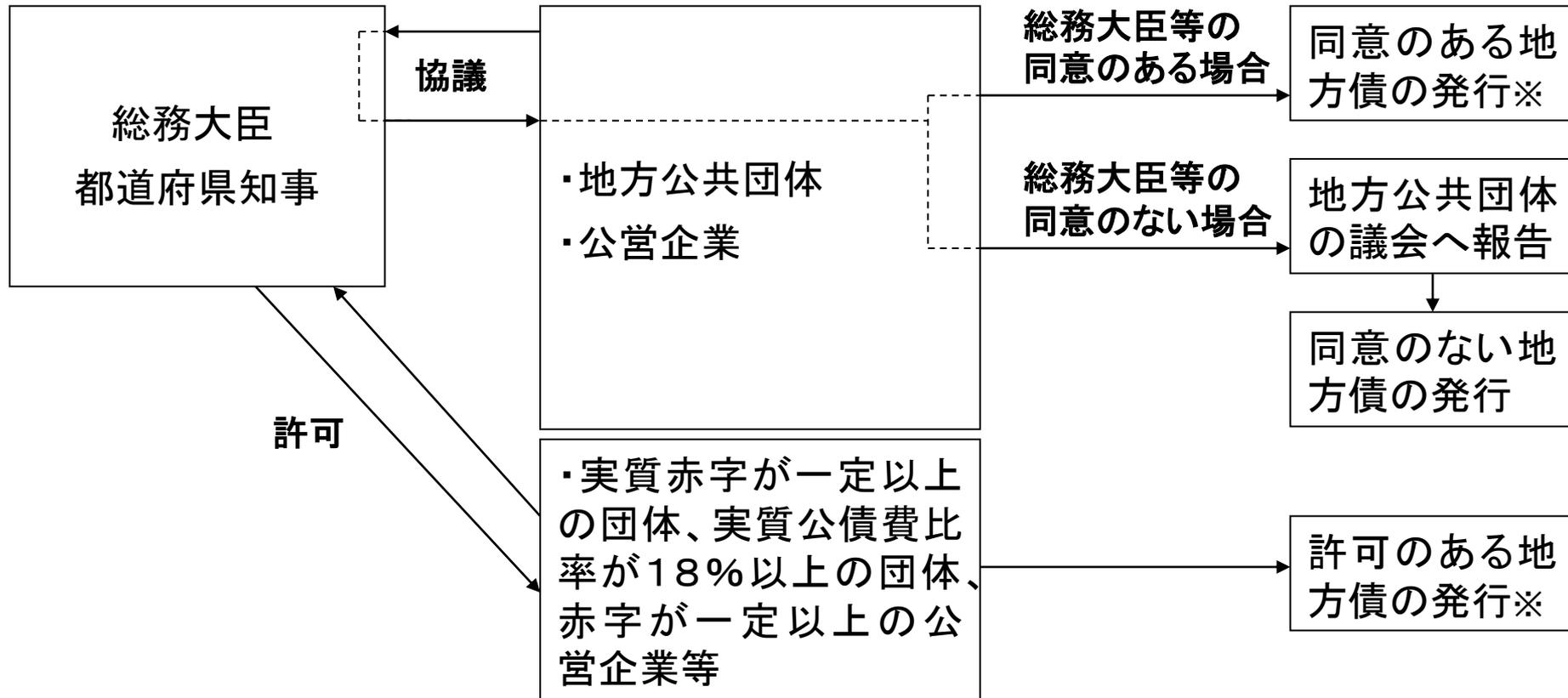
災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	80% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	

地方債協議制度の仕組み

- 平成18年度から、原則として地方債の発行を自由とする協議制度へ移行
(平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要)



※総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入